

政令第二百九十六号

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項中「百人」を「五十人」に改める。

## 附 則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 第三條 (略) 2 ～ 7 (略)</p> <p>8 この条において特定学校法人等とは、学校法人等であつて、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者(七十歳未満の者のうち、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。)の総数が<u>常時五十人</u>を超えるものをいう。</p>	<p>附 則 第三條 (略) 2 ～ 7 (略)</p> <p>8 この条において特定学校法人等とは、学校法人等であつて、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者(七十歳未満の者のうち、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。)の総数が<u>常時百人</u>を超えるものをいう。</p>